

令和4年8月

「定額自動送金規定」の訂正について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、標記規定につきまして、誤りがあることが判明しました。ご利用いただくお客様にご迷惑をお掛けすることとなり、大変申し訳ございません。

謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

1. 訂正内容（下線部分を訂正）

訂正後	訂正前
4. <u>振込日の前営業日</u> において、振込金及び手数料の合計額が指定出金口座から払い戻すことができる金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。以下同じです。）を超えるときは、依頼人に通知することなく、その月の振込を取り止めます。なお、振込日において指定出金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が指定出金口座から払い戻すことができる金額を超えるときは、そのいずれを引き落すかは当金庫の任意とします。	4. <u>振込日</u> において、振込金及び手数料の合計額が指定出金口座から払い戻すことができる金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。以下同じです。）を超えるときは、依頼人に通知することなく、その月の振込を取り止めます。なお、振込日において指定出金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が指定出金口座から払い戻すことができる金額を超えるときは、そのいずれを引き落すかは当金庫の任意とします。

以上

[本件に関するお問い合わせ窓口]

〒060-0062

札幌市中央区南2条西3丁目15-1

北海道信用金庫 お客様相談室

TEL 011-241-1661

FAX 011-241-7221